

議案第 91 号

多可町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

多可町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙の  
とおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96  
条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

多可町公営企業の設置等に関する条例（平成17年多可町条例第181号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の公営企業を」を「水道事業の公営企業を」に改め、同条各号を削る。

第2条第2項中「水道事業及び簡易水道事業の」を「水道事業の」に改め、同項第2号中「26,060人とする。」を「21,300人とする。」に改め、同項第3号中「11,400立方メートルとする。」を「6,930立方メートルとする。」に改め、「及び同条第3項に規定する簡易水道事業」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

多可町公営企業の設置等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(公営企業の設置)</p> <p>第1条 町に、次の公営企業を設置する。</p> <p>(1) 水道事業</p> <p>(2) 簡易水道事業</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 水道事業及び簡易水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口は、26,060人とする。</p> <p>(3) 1日最大給水量は、11,400立方メートルとする。生活用水その他の浄水を供給するため、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業及び同条第3項に規定する簡易水道事業を設置する。</p> <p>(特別会計)</p> <p>第4条 法第17条及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第8条の4の規定に基づき、水道事業及び簡易水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>(公営企業の設置)</p> <p>第1条 町に、水道事業の公営企業を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給水人口は、21,300人とする。</p> <p>(3) 1日最大給水量は、6,930立方メートルとする。生活用水その他の浄水を供給するため、水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業を設置する。</p> <p>(重要な資産の取得及び処分)</p> <p>第4条 (略)</p>

現 行	改 正
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p><b>第8条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p><b>第5条</b> (略)</p> <p>(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p>(業務状況説明書類の提出)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

